



完成近し116号線バイパス

白根線以北急ピッチで工事

11月末には通行可能

産業道路として沿線住民期待の国道一六号線バイパス(新潟-柏崎間)の建設工事が全線を進められていく。

その中で町を通るバイパス距離は約四百八十メートル。県道白根線から下和納までの間はすでにりっぱな舗装道路が完成。町から近隣市町村を短時間で結び産業動脈として大きな使命を果たしています。

また、おかれて着工した白根線から中郷まではその後、急ピッチの工事で工事用のダンプロトラックが走れるくらいになりました。昭和四十三年度は、舗装費が計上されており、今年度中にこの区間も舗装道路に生まれ変わることになっています。そしてこの十一月末には通行可能になります。

なお、新潟-柏崎間の全線開通は昭和四十五年度予定されており、この開通で新潟-柏崎が時間的にぐっと近くなります。



田園の中をまっすぐ伸びるバイパス。完成し一息。

1968年5月10日 第52号 巻町役場

発行 新潟県 3131

編集 商工 観光 課

住民基本台帳人口 (昭和43年4月30日現在)

総人口 27,557人

男 13,239人 女 14,318人

世帯数 5,952

督促状について

町税の納期限を超過して税金が完納されない督促状が送付されますが、今年度から指定金融機関制度を採用したため、収納事務が二、三日くらいおくれます。その関係で納税済みの方にも督促状が送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

一、二、三、四月分を一月に徴収。 ※なお、今までは直接、役場窓口へ納入されたかたも、今後は納入通知書を送付いたしますので、各金融機関の受付のようになり、納めてください。役場納付室でも取り扱います。

五、六月分を四月に徴収。
七、八、九月分を七月に徴収。
十、十一月分を十月に徴収。

好評の指定金融機関制度

納税などに便利

町では四月から指定金融機関制度を実施しましたが、この制度の仕組みや取りあつかい方法については四月十日発行の「広報まき」でお知らせしました。

今までは、役場窓口へ納めていた税金でしたが、これでは町民のみなさんにも不便なところというので、指定金融機関制度の実施に踏み切ったわけです。

この制度は町税・保険税・年金を納めていただくとき、わざわざ役場の窓口へ行ってごなくとも近くの農協・信組・各銀行のどこへでも、納税通知書を持参すれば受けとっていただけます。たいへん便利になりました。

この制度をうまく利用されていただける方のご意見を聞いてみました。

海老新治さん(九区洋車店)は「銀行の方が集金にきたとき二語に納税通知書を持って行っていただくのたいへん便利です」。

横山清作さん(七区洋品店)は「近くに銀行がありませんので納税通知書があると銀行の窓口へ持っていくのがいいです。この制度について好評を得ています」。

しかし、まだ指定金融機関制度がよく理解されていない方もありますので、いまだ一度この制度を説明します。

○町税を町内の各銀行、農協に直接納めていただく区域。
旧巻町の全区、赤さび、下和納、安伏、北部五部沢、津山全地区、ワシの木、天神住宅のみなどは納税通知書(四枚つづき)を持って納めてください。

○今までは通り区長さんが徴収して下さる区域。
竹野町、仁箇、布目、前田、稲島、伏部、下木島、平沢、松尾、福井、野間、舟戸、上木島、越前浜、角田、四ツ郷、松野尾、松山、新井、大原、浦原地区。
農家の方で農協より一括納税されている方は、従来通りです。

永く選挙人名簿登録六月一日まで

該当者は届け出を

今国会で公職選挙法の一部改正案が成立したとき、新たに六月一日までに選挙人名簿登録ができることになりました。次に該当する人は必ず届け出をしてください。

昭和二十三年三月一日から昭和二十三年六月一日までに生まれた人。
昭和四十二年十一月一日から昭和四十三年三月一日までの間に他市町村から巻町に転入し住民登録の手續きをしていない人。
その他選挙資格がありながら名簿もれの人。

昭和四十二年十一月一日から昭和四十三年三月一日までの間に他市町村から巻町に転入し住民登録の手續きをしていない人。
その他選挙資格がありながら名簿もれの人。

稲の初期管理

除草剤は活着後

活着と初期生育の促進

○浅植を励行し、はやく根づくようにつとめる。

○一株植え込み本数を揃えること。

○強風低湿時の田植えはなるべく避けよう。

○田植え後二、三日は深き水管理をし植えたいみを防ぐ、その後は浅水状態にする。

○一番除草は、田植え後五〜七日に行ない、種の発根や分けつを促進させる。

○除草剤の使用は活着後早目にす。

○ヒエ抜きなどの除草を二、三回必ず実施して本田に植え込まないようにすると共に、この場合ヒエ

町税納期一覧

6月	町民税(第1期分)
7月	固定資産税(第2期分) 国民健康保険税(第2期分)
8月	町民税(第2期分)
10月	町民税(第3期分) 国民健康保険税(第3期分)
12月	固定資産税(第3期分)
1月	町民税(第4期分) 国民健康保険税(第4期分)
2月	固定資産税(第4期分)

町民税特別徴収分は6月から翌年3月まで

町民税・固定資産税・保険税

完納にご協力を

町民みなさん、町民税は町政の台所を築く大切なお金です。町民税、固定資産税、国民健康保険税は別に四回で納税していただくことになっております。また、納期のきつくない分を前納するの通りです。

今年度から町では、指定金融機関制度を採用したことで、納税方法が便利になったかと思っております。なにとぞ、町税の納入についてご理解と協力をおねがいいたします。

なお、町税納期の一覧表は次の通りです。

「稲作の指針」を全農家に配付

町農業振興協議会(会長長江町長)では、このほど米増産運動推進資料として、「稲作の指針」を発行し、農協を通じて全農家に配付しました。

この「稲作の指針」は五五四四一ページからなる小冊子で、内容は、町農業の柱である稲作の技術解説、昨年度米づくりと農家小作の稲づくりと経営、農薬・肥料の活用、水管理、その他が詳しく述べられており、全農家に配付された「稲作の指針」。

球根園場品評会

少なかった病気が

町では、五月一日球根園場品評会を行ないました。品評会には、各農協の準備審査選ばれた十五点が参加。香農改良普及所、役場、農協の審査で優秀を競いました。

ことしは、特徴として病気が少ない点が目立ちました。当日の審査結果は次の通りです。

○球根園場品評会
一位 乙川清雄(四ツ郷農) 二位 高杉嘉威(四ツ郷農) 三位 チューリップ 小川若一(廣前浜) チューリップ

山は生きている

むぼうの登山をやめよう

いよいよ夏山シーズンが到来します。楽しい登山も登山ルートを守らなければ取り返しのつかない事故となり、若き人命を奪ったり、多くの社会の人たちに迷惑をかける場合があります。

登山をする人は次の六か条をしっかりと守り、町の山仲間たちから悲惨な遭難事故を防止しましょう。

- 一、初心者同志の登山は避け、信頼できるリーダーに同行して安全確保を心がけよう。
- 二、体力、経験に合ったコースを選び、メンバーシップを守って人に迷惑をかけるないように。
- 三、日帰り登山も、非常用食糧と予備の保護着、雨具などは常識として必ず携帯しよう。
- 四、登山する山の状況把握につとめ、登山者の意見を尊重し、登山には素直に従いたいものです。
- 五、平常からトレーニングで体調を整え、最良の健康状態を山へ入るよう心掛けよう。
- 六、日帰りや一泊の登山でも、登山口の駅や在所などにポータルの住所、氏名、連絡先、コースの装備などを記入した登山届けを提出しておけば、万一の場合でも救助活動が迅速に行なわれ、最悪の事態を未然に防げることも多いものです。登山届けは登山者の義務として、必ず実行してください。(巻ハイキングクラブ)

市橋三郎(公野尾)

高杉嘉威(四ツ郷農) チューリップ 共進連隊(四ツ郷農) チューリップ 外山仁作(四ツ郷農) チューリップ 山下喜博(廣前浜) チューリップ

